【この早見表について】

バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で規定する移動等円滑化基準(条例付加分含)のチェックリストの項目を、その建築物の利用者別に整理した早見表です。(各項目の詳しい規定等は、条文を参照してください。)

- 【A】 不特定多数利用 (例:物販店、病院等)
- 【B】 多数利用 ※C及びDを除く (例:共同住宅等)
- 【C】 主として高齢者、障がい者等が利用 ※Dを除く (例:老人ホーム等)
- 【D】 主として視覚障がい者が利用 (例:視覚支援学校等)

		用途	ただし書	逐条解説	不特定多数利用	多数利用	主として高齢者	、障がい者等が利用 主として視覚
基準			の有無	R2.8版				障がい者が利用
<u> </u>					(A)	(B)	[C]	[D]
廊下等	`	①表面は滑りにくい仕上げであるか		21	•	•	•	•
(政令第11条) (条例第14条))	②点状ブロック等の敷設(階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分)※1	0	"	• ·	-	-	• ·
		③手すりを設けているか(条例第14条第二号に定める特別特定建築物に限る)		"	注1	注1	注 1	注 1
		①手すりを設けているか (踊場を除く)		24	•	•	•	•
階段		②表面は滑りにくい仕上げであるか		"	•	•	•	•
(政令第12条)		③段は識別しやすいものか		"	•	•	•	•
(条例第15条))	④段はつまずきにくいものか ◎ 図 目 ・		"	•	•	•	•
		⑤踊場への点状ブロック等の敷設(段部分の上下端に近接する部分)※2 ⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	0	"	•	-	_	•
					•	•	•	•
		①手すりを設けているか(勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜部分) ②表面は滑りにくい仕上げであるか		27	•	•	•	•
傾斜路 (政令第13条)		③前後の廊下等と識別しやすいものか		"	•	•	•	_
(条例第16条))	④踊場への点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上下端に近接する部分) ※3	0	"	•	_	_	_
エスカレーター		⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	0	"	•	•	-	—
		①踏み段は認識しやすいものか(階段状のエスカレーターに限る)				•	•	•
				30	•		+	•
(条例第17条))	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか		"	•	•	•	•
		③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか のオエンが		"	•	•	•	•
		①表面は滑りにくい仕上げであるか ②ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか(1以上。条例第18条第2項	-	32	• ·	• ·		
		に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)のものに限る)	0	"	注 2	注2	注 2	注 2
		③次の④及び⑤の便房を設ける便所		"				
		(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障がい者に示す設備を設けているか(音による案内の場合を除き、当該	0	n,	•	-	-	•
		設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか)※4 (2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上)		"	•	•	•	•
		④車椅子使用者用便房を設けているか(1以上)		"		•	•	
		(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか		"	•	•	•	
				"	_	•		_
便所		(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されているか		"	•	•		•
(政令第14条) (条例第18条)		(3) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか			•		•	•
		(4) 衣服を掛けるための金具等を設けているか		"	•	•	•	•
		⑤水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(1以上)		"	•	•	•	•
		(1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか		"	•	•	•	•
		(2)衣服を掛けるための金具等を設けているか (ただし、10,000㎡以上の場合は2以上) ※5		"	•	•	•	•
		(3)長さ1.2m以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか(10,000㎡以上に限る)※5		"	•	•	•	•
		(4)水洗器具(オストメイト対応)は温水を利用することができるものか(10,000㎡以上に限る)※5		"	•	•	•	•
		(5) 荷物を置くための棚等を設けているか (10,000㎡以上に限る) ※5		"	•	•	•	•
		⑥小便器を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)		"	•	•	•	•
		(1)小便器に手すりを設けているか (1以上)		44	•	•	•	•
		①客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1%以上設けているか		11	•	•	•	•
		②床の表面は滑りにくい仕上げであるか		"	•	•	•	•
		③出入口の戸は引き戸(自動的に開閉する構造の場合を除く)とし、前後に水平部分を設けているか		"	•	•	•	•
		④便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)		"				
	車椅子使用	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか		"	•	•	•	•
		(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)		"	•	•	•	•
		(3)出入口の戸は引き戸(自動的に開閉する構造の場合を除く)とし、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)		"	•	•	•	•
	者 用	(4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか		"	•	•	•	•
	客室	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		"				
		(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		"	•	•	•	•
		(2) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか		"	•	•	•	•
		(3)出入口の幅は80cm以上であるか		"	•	•	•	•
ホテル又は旅 館の客室 (政令第15条) (条例第19条・		(4)出入口の戸は引き戸(自動的に開閉する構造の場合を除く)とし、前後に水平部分を設けているか		"	•	•	•	•
		一般客室の床面積18㎡(2以上のベッドを置く場合は22㎡)未満の場合		48				
		⑥道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか		"				
		(傾斜路及びエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)		,,		_		-
	U	⑦上記①は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		"	•	•	•	•
	ルーム	⑧一般客室の出入口の幅は80cm以上であるか⑨一般客室内に階段・段が設けられていないか(傾斜路を併設又は浴室等の内側に防水上必要な		"	•	•	•	•
20条・21条)		最低限度の高低差を設ける場合等は除く)※6	0	"	•	•	•	•
		⑩一般客室の出入口からベッドまでの経路の幅は80cm以上であるか(一般客室の床面積15㎡(2 以上のベッドを置く場合は19㎡)以上に限る)		"	•	•	•	•
		①便所及び浴室等の出入口の幅は70cm以上であるか		11	•	•	•	•
		⑫一般客室の出入口から便所及び浴室等までの経路の幅は80cm以上であるか(一般客室の床面積 15㎡(2以上のベッドを置く場合は19㎡)以上に限る)		"	•	•	•	•
		一般客室の床面積18㎡(2以上のベッドを置く場合は22㎡)以上の場合		"				
		③道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか (傾倒 B B X x x L x x - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2		"	•	•	•	•
		(傾斜路及びエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)				_	 	
		④上記憶は地形の特殊性がある場合け重客せから建物出入口すでに限る		IJ		_		<u> </u>
		④上記⑬は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る⑮一般客室の出入口の幅は80cm以上であるか		"	•	•	•	•
	U D	⑭上記⑬は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る⑮一般客室の出入口の幅は80cm以上であるか⑯一般客室内に階段・段が設けられていないか(傾斜路を併設又は浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合等は除く)※6	0				•	•

#### Professor County (1987 Speeds County (1989 Speeds County (1	4	◎届武五78次安笠の山1日の届け75 _ N L ベキフュ				_	_	_
### 1997 (1997)	111	®便所及び浴室等の出入口の幅は75cm以上であるか ⑩一般客室の出入口から便所及び浴室等までの経路の幅は80cm以上であるか		"	•	•	•	•
		(当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は		"	•	•	•	•
### 100		⑩便所及び浴室等において、車椅子使用者が、車椅子を用いて便座、洗面台及び浴槽等に寄り付		"	•	•	•	•
### 1997						•	•	•
### 1990 전에 기계 변경 변경 기계 변경 변경 기계 변							•	•
### 1997 (1997)								
### 1997		(1)手すりを設けているか		"	•	•	•	•
中央部門	数据中 の 宮間	(2)識別しやすいものか		11	•	•	•	•
	(政令第16条)	(3)つまずきにくいものか		"	•	•	•	•
### 1997年	(条例第22条)	③傾斜路がある部分		"				
### 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(1) 手すりを設けているか(勾配 $1/12$ を超え 又は高さ $16\mathrm{cm}$ を超え かつ、 $1/20$ を超える傾斜部分)		"	•	•	•	•
### 19		(2)前後の通路と識別しやすいものか		"	•	•	•	•
### 15		(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか		11	•	•	•	•
### 19 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		①車椅子使用者用駐車施設を設けているか(1以上)		59	•	•	•	•
2世代日本のよくロドドアの内に 19 19 19 19 19 19 19 19		(1)幅は350 c m以上であるか		11	•	•	•	•
### MAN TANDER (1985年) 1997年 (1995年) 1997年				"			•	•
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				61	•		•	•
(本語 本の						_	•	•
(1) (人の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中	位主子						•	•
### (ACATO ACATO ACATO ACATO ACATO A PROCESSA (1985 11/10						_	•	•
### 20				.,	•	•	•	•
金融の						•	•	•
### 2000 1	標識(斑合第10条)	を表示する標識を見やすい位置に設けているか			•	-	•	•
***				,,	-	_	_	-
(金貨等の) 1. 大学性の企業 1. 大学	الماسية الماسية	した案内板等があるか(配置を容易に視認することができる場合は除く)	0	90	•	•	•	•
() 日本の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中	(政令第20条)	②移動等円滑化の措置がどられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法 (文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚障がい者に示す設備を設けているか	0	"	•	•	•	•
おきに	(条例第25条)		0	"	•	•	•	•
空間			0	"	•	•	•	•
(6) 全年 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				67	•	•	•	•
### 19	(政令第18条第2項第					•	•	•
接受 1997				,,		•	•	•
1987年 19	廊下等					•	•	•
197	2무)					•	•	•
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##						22.0	· ·	· ·
(本質) (例第24条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る)	O		注 2	注 2	注 2	注 2
(4号)	傾斜路				•	•	•	•
□ 電社とで要な(河川三室文は年齢7在月音音後所・駐車電役のある場。地上階)に得けするか	4号)			,,	•	•	•	•
金融及び事務等の地入口の報は如っ面は上であるか				,,	•			•
□ 電数の登場路の出入口に引用を必然地し、中の搭載と自動的に制定することができる 最重な収 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・								
けているか 日本の				,,				•
競技を対すているか		7 4 7 9 7		<i>"</i>	-	-	-	
画典性に繋が細胞は下いるの、傷の出入この業験あるエレベーターで、陽関する機の出入口を育产		設備を設けているか		"	•	•	•	•
				"	•	•	•	•
○機能に記ける知識機能には、非常の場合に外部の対応を表示する程程度が、できた配慮した模盤			0	"	•	•	•	•
を続けているか				"	•	•	•	•
金融内及び乗降口ビーに直接子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか				"	•	•	•	•
		⑨乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか		"	•	•	•	•
の常養に口生の会議に表前1項第 25) ②前次に条前1項第 ②前次に発前1項第 ②前次に発前1項第 ②前次に発前1項第 ②前次に発前1項第 ②前次に発力を置める機の具限方向を表示する装置を設けているか ②無路ロビーに到着する値の具限方向を表示する装置を設けているか ②和物定多数の者が利用してあるか ②1 額は基格子が転回することができる形状か ③1 20 額は基格子が転回することができる形状か ③1 30 無保・技用者が利用しや中い側は変遷を確何の左右両値に設けているか ②2 額は基格子が転回することができる形状か ③1 30 無保・技用者が利用しや中い側は変遷を確何の左右両値に設けているか ②2 0階のみに停止するエレベーシーで、自動がに関連する場所は「36 分別」がある。空で、10 1 3 位別に対します。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				"	•	•	•	•
○ (条例第21条例 項部 2 分) ② (表別の第21条例 項部 2 分) ② (表別の第21条例 項部 2 分) ② (表別の第2 年	の乗降ロビー			"	•	•	•	•
②乗込 (公職 の	5분)			,,		•	•	•
③不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2분)			,,		•	•	•
(1) 龍の幅は、140cm以上であるか					•	•	•	
(2) 離は車椅子が転回することができる形状か (3) 車椅子使用教が利用しやすい副御整置を離内の左右両面に設けているか (2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面) (3) 車椅子使多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ※7 (1) 値内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (2) 離内及び寒除レビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により担意強がいるが利用して中・知朝政策を受けているか (3) 種内又は乗降レビーに到着する観の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか (4) 制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか (5) 乗降レビーに設ける制御装置の前の床面には、点状プロック等を敷設しているか (1) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状プロック等を敷設しているか (5) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状プロック等を敷設しているか (1) 段差解消機(平成12年建設省音示第1413号第1第9号のもの)であるか (3) 離の螺は70~m以上であるか (4) 値の螺及び乗行きは120~m以上であるか (4) 値の螺及び乗行きは十分であるか (4) 値の螺及び乗行きは十分であるか (4) 値の螺及び乗行きは十分であるか (4) 値の螺及び乗行きは十分であるか (4) 種が持たは十分であるか (4) 単様子使用者が能内で方向を変更する必要がある場合) (5) 年椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省音示第1417号第1ただし書のもの)であるか (5) 年椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省音示第1417号第1ただし書のもの)であるか (5) 年椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省音示第1417号第1ただし書のもの)であるか								
(3) 車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか (2の階のみに停止す				,,			_	
るエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面) (1) 離内に資産が、するが利用する場合 ※7 (1) 離内に到着階・戸の開鐵を知らせる音声装置を設けているか (2) 館内及び乗降でビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚確がい者が利用しやすい制御装置を設けているか (3) 離内又は乗降でビーに高字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚確がい者が利用してすい制御装置を設けているか (4) 制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか (4) 制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか (5) 乗降にビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか (7) エレベーターの場合 (1) 民産解消機(収力・定設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか (7) 単位、中央に全年建設省告示第1413号第1等9号のもの)であるか (7) 単位、中央に全年建設省告示第1413号第1等9号のもの)であるか (7) 単位、中央に全年建設省告示第1413号第1等9号のもの)であるか (7) 単位、中央により、中央に		(3)車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか(2の階のみに停止す					_	
(1) 縫内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (2) 麓内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視 覚確がい者が利用しやすい制御装置を設けているか (3) 麓内又は乗降ロビーに割者する麓の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか (4) 制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか (5) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか (5) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか (1) 立レベーターの場合 (1) 変差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの)であるか (2) 麓の幅は70 c m以上であるか (3) 麓の奥行きは120 c m以上であるか (4) 麓の編及び奥行きは120 c m以上であるか (4) 麓の編及び奥行きは120 c m以上であるか (5) 乗降せ、(1) 東着子使用者が罷内で方向を変更する必要がある場合) (1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか (4) 龍の幅なび奥行きは一分であるか (車椅子使用者が罷内で方向を変更する必要がある場合) (5) 乗移せ、		るエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面)		,,	_			
(2) 離内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか (3) 離内又は乗降ロビーに到着する離の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか (4) 制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか (5) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか (0) エレベーターの場合 (1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの)であるか (2) 龍の幅は70 c m以上であるか (3) 龍の東行きは120 c m以上であるか (4) 絶の幅及び東行きは十分であるか(非椅子使用者が龍内で方向を変更する必要がある場合) (1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか (1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか (1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか (1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか (1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか (1) 車椅子使用者所が転回可能な場所があるか				,,				_
登障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか		 (2)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視			_		_	•
(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか (5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか		覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか		,,	•		_	•
(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか			_					•
(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの)であるか								•
(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの)であるか								
特殊な構造又は使用 形態のエレベーター その他の昇降機 (政令第18条第2項第 6号) (2)籠の幅は70 c m以上であるか " ● ● (3)籠の奥行きは120 c m以上であるか " ● ● ● (4)籠の幅及び奥行きは十分であるか (車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) " ● ● (1)車椅子使用者用エスカレーター (平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの) であるか " ● ● ①幅は120 c m以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか " ● ●							•	
形態のエレペーター その他の昇降機 (政令第18条第2項第 6号) (3) 籠の奥行きは120cm以上であるか (4) 籠の幅及び奥行きは十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)	特殊な構造又は使用			,,	_		•	•
(政令第18条第2項第6号) (4)籠の幅及び奥行きは十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) " ②エスカレーターの場合 " (1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか " ①幅は120 c m以上であるか 86 ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか "	形態のエレベーター					•	•	•
②エスカレーターの場合 " (1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか " ①幅は120 c m以上であるか 86 ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか "	(政令第18条第2項第				_	•	•	•
(1) 車椅子使用者用エスカレーター (平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの) であるか	• ,			,,				
①幅は120 c m以上であるか					•	•	•	•
				86	•	•	•	•
③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか "		②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		IJ	•	•	•	•
歌山中の深め		③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		"	•	•	•	•

	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか		"	•	•	•	•
(以口牙10米牙)2は/	⑤傾斜路がある部分		"				
(条例第24条第1項第 3号)	(1)幅は段に代わる場合は120 c m以上、段に併設する場合は90 c m以上であるか		"	•	•	•	•
0.37	(2)勾配は1/12を超えていないか(高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか)		"	•	•	•	•
	(3) 高さ75 c m以内ごとに踏幅150 c m以上の踊場を設けているか (勾配1/20を超える場合に限る)		"	•	•	•	•
	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		"	•	•	•	•
	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか(風除室で直進する場合は除く)※8	0	93	•	-	-	•
案内設備までの経路 (政令第21条)	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	0	"	•	_	_	•
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※9	0	"	•	-	-	•
	④経路上に設ける段を回り段としていないか		"	•	-	_	•

- ※1 告示 (規則) で定める以下の場合を除く (告示第1497号・規則第3条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・高さ16 c m以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示 (規則) で定める以下の場合を除く (告示第1497号・規則第3条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示 (規則) で定める以下の場合を除く (告示第1497号・規則第3条)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・高さ16 c m以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第3条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※5 共同住宅、寄宿舎においては、床面積が200㎡以上の集会室のあるものに限る。(条例第18条第5項)
- ※6 以下の場合を除く(条例第21条第1項第1号ロ)
 - ・同一客室内に複数の階がある場合、当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
 - ・勾配が1/12を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
 - ・浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分
- ※7 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※8 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- ※9 告示 (規則) で定める以下の部分を除く (告示第1497号・規則第3条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

_		
		次の用途に限り適用
		・病院又は診療所
		・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	注1	(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
		・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター
		その他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が
		利用するものに限る。)
		次の用途に限り適用
		・病院又は診療所
		・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
		・集会場又は公会堂
		• 展示場
	注 2	・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
	往. 乙	・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
		・博物館、美術館又は図書館
		・飲食店
		・理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行
		その他これらに類するサービス業を営む店舗

・公衆便所 (注2のみ)